

議案第 1 4 号

岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（昭和 6 1 年岩倉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（利用時間）

第 3 条の 2 研修施設の利用時間は、宿泊のため利用する場合にあっては午後 1 時から翌日の午前 9 時まで、研修等のため利用する場合にあっては午前 9 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第 3 条の 3 研修施設の休館日は、次のとおりとする。

（1）水曜日及び木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（1 月 1 日を除く。）を除く。）

（2）1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日まで
2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

第 1 3 条第 4 項中「準用するものとする」を「準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第 1 4 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「第 5 条」を「第 3 条の 2 ただし書及び第 3 条の 3 第 2 項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第 5 条」に改める。

別表第 2 中「1 3 時から翌日 9 時」を「午後 1 時から翌日午前 9 時」に、「9 時 3 0 分から 1 2 時 3 0 分」を「午前 9 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分」に、「1 3 時から 1 7 時」を「午後 1 時から午後 5 時」に、「1 7 時 3 0 分から 2 1 時 3 0 分」を「午後 5 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。